

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例（平成5年三鷹市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

暫定的な措置として、平成21年6月に支給する期末手当の支給率を一部凍結するため、本案を提出します。

三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>附 則</p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>2</u> 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条第2項の規定の適用については、同項中「100分の210」とあるのは「100分の195」とする。</p> <p>附則（平成5年12月1日条例第30号）から 附則（平成20年9月22日条例第30号）まで省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附則（平成5年12月1日条例第30号）から 附則（平成20年9月22日条例第30号）まで省略</p>